

板橋区民間保育所人材確保・育成支援事業業務委託

プロポーザル方式実施要領

令和8年1月26日

板橋区民間保育所人材確保・育成支援事業業務委託事業者選定委員会決定

(目的)

第1条 この要領は、板橋区民間保育所人材確保・育成支援事業者の選定手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(募集方法)

第2条 参加を希望する事業者(以下「参加者」という。)の募集は、板橋区民間保育所人材確保・育成支援事業業務委託事業者選定委員会(以下「委員会」という。)が別途作成する「板橋区民間保育所人材確保・育成支援事業業務委託事業者募集要項(以下「募集要項」という。)」のとおり実施し、契約管財課窓口における掲示、区ホームページに掲載を行い、1週間以上の募集期間を設定する。

(参加資格要件)

第3条 参加者は、募集要項に定める参加資格要件を全て満たしているものとする。
2 参加者が、契約締結までの間に前項に規定する参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で参加資格を失う。また、提案採用者となっていた場合は、提案採用を取り消す。

(参加申込方法)

第4条 募集要項、プロポーザル方式参加申込書(様式1)を保育サービス課窓口または区のホームページにより提供し、参加者にはプロポーザル方式参加申込書(様式1)の提出を求めるものとする。

2 様式1とあわせて委員会が必要とする書類の提出を求めるものとする。

(質問並びに回答)

第5条 参加者から質問があった場合、別途期限を定め回答を作成し、参加者全員に周知するものとする。

2 質問及び回答については、区ホームページに掲載し、参加者へメールで通知する。

(事務局)

第6条 事務局は、子ども家庭部保育サービス課民間保育第一係とする。

(審査項目及び審査基準等)

第7条 委員会は、恣意的にならないよう公正性、透明性、競争性を備えた審査項目及び審査基準を設定する。

2 審査項目及び審査基準は、次の各号のとおり設定する。

(1) 一次審査

別表1「一次審査表」

(2) 二次審査

別表2「二次審査表」

(一次審査)

第8条 委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、一次審査通過者の選定を委員会に付すものとする。

2 委員会は一次審査を書類審査により実施する。

3 委員会は、別表1に定める審査項目及び審査基準に基づき一次審査通過者を選定する。

4 審査は、委員長、所管課長及び当該部以外の管理職、私立認可保育園の園長の3委員を含む5人以上で行う。

5 各委員は、別表1に定める審査項目及び審査基準により採点を行う。各委員が採点した点数の合計を一次審査評価点とし、評価点の高い者から順に3者を一次審査通過者として選定する。

6 委員会は、一次審査評価点が同点の者がいる場合、別表1に定める重要項目順位の高い項目の点数が高い順に決定する。また、この重要項目の点数も同点の場合には委員の多数決により決定する。なお、委員の多数決の結果が同数の場合は、委員長が決定するものとする。

7 委員長は、一次審査通過者及び不通過者に対し、結果通知を送付する。

8 一次審査通過者に対する通知においては、二次審査日時、会場等の詳細を明示するものとする。

9 一次審査不通過者に対しては、その理由を明示するものとする。

(二次審査)

第9条 委員長は、一次審査通過者を選定委員会の二次審査に付し、提案採用者を選定するものとする。

2 委員会は、一次審査通過者によるプレゼンテーションを実施する。

3 審査は、委員長、所管課長及び当該部以外の管理職、私立認可保育園の園長の3委員を含む5人以上で行う。

4 各委員は、別表2に定める審査項目及び審査基準により採点を行う。各委員が採点した点数の合計を二次審査評価点とする。

(最終評価)

第10条 委員会は、一次審査評価点、二次審査評価点の合計した点数(以下「最終評価点」という。)が最も高い者を提案採用者とする。

2 委員会は、最終評価点が同点の者がいる場合、次の各号の順序により、評価点が高い者から順位を決定する。

(1) 二次審査評価点

(2) 一次審査評価点

3 前項各号の評価点がいずれも同点の場合は、委員の多数決により決定する。なお、委員の多数決の結果が同数の場合は、委員長が決定するものとする。

4 委員長は、委員会の選定結果報告に基づき決定した提案採用者及び不採用者に對し、結果通知を送付する。

(提案採用者の辞退及び参加資格要件喪失)

第11条 提案採用者が辞退した場合及び第3条第2項の規定に該当する場合には、前条の定めにより決定した順位が高い者から順に提案採用者とすることができます。

(委任)

第12条 この要領に定めるほか、必要な事項は委員会が定める。

付 則

1 この要領は、決定の日から施行する。

2 この要領は、当該案件に係る契約締結日をもって廃止する。